

福知山市入札監視委員会（令和5年度 第2回）議事概要

開催日時及び場所	令和5年11月30日（木） 午後2時00分～午後4時15分 市民交流プラザふくちやま 視聴覚室			
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>おぎの</small> 萩野 <small>しんいち</small> 伸一（弁護士） 委員 <small>きくた</small> 菊田 <small>まなみ</small> 学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 <small>よしだ</small> 吉田 <small>ちかくに</small> 周邦（公認会計士）			
議事概要	議事 （1）令和5年度上半期の入札・契約の実施状況について （2）抽出工事に関する審議について （3）次回抽出委員については菊田委員とする			
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年9月30日			
審議対象件数	[工事]	104件	[委託役務業務]	5件
内 訳	公募型指名競争入札	2件		
	条件付一般競争入札	32件		
	指名競争入札	61件		
	随意契約	9件		5件
抽出案件数		4件		1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答		意見・質問		回答等
		別紙のとおり		別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>○特許等の関係で、機器を選択した段階で改修が1者随契となるものについては、ランニングコストを考慮した機器の選択を行っていただきたい。</p> <p>○プロポーザルの業者選定における適切な外部有識者の人数について検討して頂きたい。</p> <p>○プロポーザル結果の公表資料について、必要な情報が網羅されるような形式としていただきたい。</p>			

## 別 紙

### 「1 議事（1）令和5年度上半期の入札・契約の実施状況について

意見・質問	回 答 等
<p>○工事契約件数について、昨年度と本年度が、ほぼ同数であるが、契約金額で比べると違いはあるのか。また、過去からの推移をみていると、以前は随意契約の落札率が高く競争入札のほうが落札率が低い傾向があったが近年は随意契約の落札率が低く、競争入札の落札率が高くなっているが、その理由は何か。</p> <p>○建設業者から、建設工事が減っているという声を聴くので、事実としてはどうなっているか確認をしたかった。また、競争が多くなれば落札率も下がるのではないかと考える。</p>	<p>今年度上半期の契約金額約35億5千万円に対して前年度は約44億6千万円であり、約9億3千万円の減額となっている。2点目の落札率の変化について、競争入札の落札率については、最低制限価格の基準が上昇しているため、それに合わせて落札率も上がっている。随意契約については、案件毎に価格交渉を行ったうえで契約額を決定しておりまた、契約数も少ないため、ばらつきがあり一定の傾向が有るとはいえないと考えている。</p>

### 「2 議事（2）抽出工事に関する審議について」

#### 1 教公第1号 六人部地域公民館・体育館大規模改修工事

…公募型指名競争入札（JV方式）

意見・質問	回 答 等
<p>○今回の改修に際して、耐震改修は必要なかったのか。</p> <p>○工期が長い工事で、現在はまだ準備段階のようだが、今後、資材や労働者の賃金の上昇による変更が行われる可能性があるのか。</p> <p>○本件の落札率96,66%という数字は一般的な落札率か</p> <p>○本工事は繰越し予定だが、来年4月か</p>	<p>昭和59年の竣工であり、新耐震基準で施工されているため必要はない。</p> <p>単品スライド条項に則り資材等の高騰に対しては変更契約を行う場合もある。</p> <p>公募型指名競争入札の平均落札率95,2%と比べると多少高いが、適正な入札が行われたと考えている。</p>

<p>ら建設業においても罰則付きの残業時間規制が開始される。週休2日の閉所が求められるようになると思われるが、今回は、その状況を踏まえたうえで予定価格が算出されたのか。それとも変更で対応する予定があるのか。</p>	<p>福知山市でも週休2日制工事について工事金額の補正をする予定であるが、設計段階では週休2日を考慮した積算は行っていない。要領に則り、入札時に対象工事として記載したもののみ、変更対象とするが、本案件は対象工事ではないため、週休2日制を理由とした変更は行わない。なお、工期については週休2日を考慮した工期設定としている。</p>
---	--

2 水道工第4号・下水工第10号 水道管路緊急改善事業 堀山第3配水系統配水管布設替工事（その1）…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○下水道課分の工事は、マンホールの鉄蓋のみの改修で、本管の改修はしないのか。</p>	<p>鉄蓋の改修のみである。</p>
<p>○今回の入札で失格となった業者があるが、その失格理由について、「その他の理由」というものがあるが、その内容は何か。また、多くの業者さんが最低制限価格を下回った要因は何か。</p>	<p>「その他の理由」での失格の理由は、「内訳書不備」である。 最低制限価格未滿で応札のあった業者の要因について、最も低い入札額と最低制限価格との開きは約0.4%である。いずれの業者も最低制限価格を予想した結果、僅かな金額差で失格になったものと推察している。</p>
<p>○最低制限価格についてのルールを変更することで、失格を減らすことができるのではないか。</p>	<p>最低制限価格については中央公共工事契約制度運用連絡協議会によって計算式が定められており、直接工事費及び共通費にそれぞれ決められた掛け率をかけて算出するものであり、下請業者へのしわ寄せ等を避けるために設定されているため、変更することは好ましくないと考えている。入札金額についてはそれぞれの業者が、この数式を踏まえたうえで算出したものであり、材料費等の見積金額の僅かな違いで最低制限価格を下回ったものと思われる。</p>
<p>○落札者の応札額が最低制限価格と全く同額だが、問題はなかったのか。</p>	<p>最低制限価格と落札額が同額であることは増えている事である。過去の設計書の開示請求を行うなどして、内訳書の単価を予想し、正確な金額を予想して応札されており、積算能力が向上した結果ととらえている。</p>

<p>○今回の工事以外にもマンホール鉄蓋更新工事というものが多くあるが、今回の工事と内容は同じか。今回の工事のように水道工事と同時に発注することで経費等が有利になるのか。</p>	<p>工事内容は、この工事とは別に発注している「マンホール鉄蓋更新工事」と同様のものである。鉄蓋更新工事に関しては、ストックマネジメント計画（長寿命化計画）に沿って、国等の補助を受けて実施している。今回の工事区間は水道管・下水道管が共に車道に埋設されていたため、経費等を削減するため同時に発注した。今後も同様な状況があれば実施する予定である。</p>
---	---

3 下水工第2号 総合地震対策福知山処理区マンホールトイレ下部設置（その3）工事  
…指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○トイレ部分については別途購入するのか。</p>	<p>本工事では、災害時に仮設トイレを設置し、汚物を受ける部分となる地中のマンホール及び管路を設置している。マンホールトイレ及び保管する倉庫については、危機管理室で準備している。</p>
<p>○本工事でも落札額が最低制限価格と同額であり、その他の業者も1,000円程度の差で応札されているが、これも業者の積算能力向上の結果なのか。</p>	<p>最低制限価格と同額で3者が応札され、くじにより落札者を決定したが、積算能力向上の結果であると考えている。</p>
<p>○入札を辞退した3者の辞退理由は何か。</p>	<p>辞退理由は、「技術者の不足」が2者、「業務多忙」が1者であった。</p>
<p>○工事の変更について、公民館改修工事との調整をどのようなタイミングで行ったのか。</p>	<p>本工事に先行して、公民館改修工事が進められていた。変更の1点目、管路のルート変更については、双方の工事が施工中に、公民館改修工事に含まれる外構のスロープの勾配が変更となったため、スロープが延長され、施工予定の下水管路と干渉することとなったため、その段階で協議を行い変更を行ったものである。2点目について、舗装範囲について、発注前から協議をしていたが、施工範囲の決定に時間を要したため、工程を考慮して契約後に変更で対応した。</p>

<p>○本工事のほうが後からの発注であるとのことだが、そうであれば、舗装についても、当初設計の際に決めておくべきではないか。</p>	<p>管路の変更については工事着手後に、公民館改修工事で計画変更が行われたものであり、予測できるものではなかった。舗装範囲については、協議を行ったが決定に至らず、公民館のオープン時期がすでに決まっていたため、工事発注後、変更で対応した。</p>
--	--

4 生環第700号 福知山市ごみ焼却施設 ごみ焼却炉（2号炉）耐火物ほか改修工事

…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○変更内容について、契約前には分からなかったのか。</p>	<p>2点変更を行っている。1点目は、焼却炉内の壁の補修の追加をしている。炉内の壁面の補修は毎年計画的に行っており、前年の補修時に内部の点検を行い次年度の補修箇所を決定しているが、本工事で改修のために内部に入った際に、新たな劣化箇所が判明し、早期の補修が必要となったものである。2点目は空気圧縮機の一部の更新である。普段から点検等を行い正常に作動していたが、古い機器であるため、施工時に電源を切る作業を行った際に復旧できず、更新が必要となった。</p>
<p>○本工事は1者見積りの随意契約であり、採用率が85.91%である。本工事の施工業者との随意契約がほかにも数本あるが、全て採用率が85%前後である。相手方が1者の随意契約であるため、設計時の見積りを契約相手方から徴取していたかと推察するが、なぜ採用率がこれほど下がるのか。</p>	<p>設計書を作成する際に、直接工事費については見積りを採用しているが、諸経費については公共建築工事で決められている計算式に従って算出している。設計金額と採用率との差は、諸経費の部分で発生しており、今年度この工事のほかにも同社と契約する案件があるため、共通して利用できるものもあり、結果として計算式で求められる諸経費よりも低価で施工ができたのではないかと推察する。</p>
<p>○契約相手方以外の業者には施工ができないのか。</p>	<p>焼却炉を制作している他メーカーからのヒアリングを行ったが、一部の補修を行うことで焼却炉設備全体の保証を行うことはできないと断言された。また、特許の関係もあり、詳細図についてはメーカーから、外部への提供が許されていないため、仕様がわからない状態での見積りは困難だと回答を受けた。その際、契約相手方以外のメーカーでも、自社メーカーの焼却炉の詳細図等は外部には提供をしていないとのことであった。</p>

<p>○契約段階で、図面の提供を可という形で契約を結ぶことはできないのか。</p> <p>○その文言を省くことはできないのか。</p> <p>○焼却炉設備について、制作したメーカー以外が修繕等を行うことができないのであれば、炉全体の更新を行う際には、ランニングコストを考慮した契約を行う必要があるのではないかと。</p>	<p>監理を行う場合に必要な図面の提供は求めているが、その際に「これに含まれる一切の情報の所有権は当社に帰属します」とされており、外部に提供することは禁止されている。</p> <p>交渉したが、特許案件であり、対応は難しいとのことであった。</p> <p>今後の更新については、DBO（デザイン、ビルド、オペレート）という方式で設計・建設・維持管理まで20年スパンで行うという方法を検討している。維持管理を含めることで、ランニングコストを含めた形で競争ができるのではないかと期待している。</p>
--	--

5 令和5年度 鬼文化PR事業業務委託…公募型プロポーザル方式

意見・質問	回答等
<p>○具体的にはどのような業務があるのか。</p> <p>○本業務の「PR事業」とは企画・提案の部分を求めたものであり、プロジェクトの実施は福知山市が行うのか。</p> <p>○採点表の中で「業務実施面」の採点内容がわかりにくいがどのように採点しているのか。また、外部有識者の人数が今回は4人、他の事例を見ても3、4人のことが多いが、その中で比較的高めに採点をする委員と、全体的に低めに採点をする委員がいる。金額が大きい本件のような場合も、外部有識者の人数は、この人数で適切であると考えているか</p>	<p>鬼資源を生かした商品の地域との共同開発、絵本製作、イベント出展などのプロジェクトの発案・進捗と、それらプロジェクトを束ねるキービジュアルの制作やプレスリリースといった業務を行っている。</p> <p>実施は、基本的には事業者と本市が共同で行っている。</p> <p>業務実施面については福知山市職員で構成される選定会議で採点を行っている。</p> <p>外部有識者の人数については、4名の委員それぞれに役割を期待し、その分野の専門家から選定したもので、多様な視点から採点をされている。また、プロポーザルガイドラインの中でも極端な採点についての考え方が示されており、その基準に則った形で業者選定をしているため、適切と考えている。</p>

<p>○この案件に限らず、契約監理課として外部委員の人数について3人から4人という人数が適切と考えているか。</p>	<p>福知山市ではプロポーザルガイドラインを制定しているが、その中で委員の人数については特に規定していない。現在は、案件に合わせて事業担当課が決めている。</p>
<p>○金額の大きな契約を決定する案件もあるため、業者の選考過程について疑問を持たれないよう外部委員のあり方についても、規定を定めたほうが良いのではないか。</p>	<p>近隣行政機関等の制度等も考慮しながら今後検討をしていきたい。</p>
<p>○キービジュアルや絵本の製作等の内容があるが、契約金額の中にどこまで含まれているのか。</p>	<p>ビジュアル作製者への支払い、絵本作者への支払い、絵本の製作費等全てが契約額に含まれている。</p>
<p>○業務内容に対する金額を勘案したものが評価表の「経費」に当たる部分か。</p>	<p>金額の費用対効果の部分を評価表の「全体の評価/経費」として評価している。それに対して、契約金額の多寡のみを評価している部分が「価格点」である。</p>
<p>○公表資料には各社の総合点と外部有識者の名前のみしか掲載されていない。評定点の中に市が採点をしたものも含まれているのであれば、そのことも公表するべきではないか。</p>	<p>現在、市で定めている評定様式が外部有識者のみを掲載する形となっている。必要な情報が網羅されるよう検討したい。</p>